

東京農林水産ファンクラブ応援サポーター募集要項

1 趣旨

東京農林水産ファンクラブでは、東京の農林水産業の魅力向上に向けた取組の充実や新たなファン層の獲得等を目的として、ファンクラブ設立の趣旨に賛同し、財団とともに東京の農林水産業を盛り上げ、応援してくださる企業、団体、店舗等（以下、「応援サポーター」という。）を募集します。都民をはじめとする多くの方々に、もっと東京の農林水産業を知っていただくための“きっかけづくり”を様々な応援サポーターと連携して展開し、地産地消推進と生産者支援に繋げていきます。

2 運営主体等

(1) 運営主体

東京都農林水産振興財団並びに東京農林水産ファンクラブ事務局

(2) 運営主体の役割

ア 応援サポーターの募集・登録、管理運営

イ ファンクラブの活動や取組についての情報提供

ウ 応援サポーターの取組等の紹介、ファンクラブ専用サイトへの掲載

3 応援サポーターの登録等

(1) 登録要件

次に掲げる要件を満たす方を応援サポーターとして登録させていただきます。

ア 告知、情報発信、会員特典の提供、会員や協力パートナーとの交流などファンクラブのプロモーションや事業推進に協力していただけること

イ 東京都内を中心に事業活動を行っていること

ウ 反社会的勢力ないし公序良俗等に反する企業・団体等でないこと

エ 企業情報等をファンクラブ専用サイト等で公表することに同意していただくこと

(2) 募集期間

令和3年9月より随時募集します。

(3) 登録方法

応援サポーター登録を希望する方は、ファンクラブ専用サイトの登録フォームより必要事項を記載し、事務局に提出してください。

事務局において、登録フォームの記載内容を確認の上、要件を満たすと認められる場合に「東京農林水産ファンクラブ応援サポーター」として登録させていただきます。

(4) 応援サポーターの公表等

事務局は、応援サポーターの承諾を得た上で、応援サポーターの企業情報及び活動内容等を専用サイトに掲載・公表するものとします。

(5) 登録変更等

事務局は、応援サポーターから登録内容に係る変更の申し出があった場合、その内容を変更します。また、応援サポーターからの申し出により、その登録を解除することができるものとします。

(7) 登録取消

事務局は、応援サポーターが次に掲げる行為を行った場合、登録を取消することができるものとします。

ア 本制度趣旨に反する行為

イ 関係法令及び公序良俗に違反する行為

ウ その他、応援サポーターとして不適当であると事務局が認める行為

4 活動内容

応援サポーターは、各企業・団体等の可能な範囲で、下記に掲げる取組への支援、協力を行うものとします。

(1) 事務局と連携したイベント、キャンペーン等の実施

(2) ファンクラブや東京農林水産に関する情報発信、PR、周知広報の協力（チラシ、ポスターの掲示等）

(3) 会員特典の提供（優待等）

(4) 生産者支援に関すること

(5) マーケティング調査に関すること

5 その他

その他、必要な事項は、別途事務局が定めることとします。